

議案第 4 1 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償額の算定の基礎とする補償基礎額を引き上げるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(平成11年法律第156号)」を削る。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新	旧
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべきものに対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条・第4条 省略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべきものに対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第3条・第4条 省略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若</p>

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 省略

第6条～第28条 省略

附 則 省略

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考 省略

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 省略

第6条～第28条 省略

附 則 省略

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

備考 省略